

「危ないぞ 安倍働き方改革」アナウンス原稿

では、これから上映をはじめます。

①「働き方改革」この言葉は、ニュース等で聞かれた人もいるかと思います。ちょっと聞くと、何かいいことみたいな気がするんですが、実はこれが、トンデモナク危険なシロモノなんです。(クリック 2回)「働き方改革」ではなく、政府・財界が、私たち労働者を好き勝手に働かせるための企みというのが本当のところです。

では、はじまりはじまり・・・

②仕事も家庭生活も、楽しく生き生きとやりたい！でもね…

「今日も残業しないと仕事が終わらない。今度の休みも出勤しないとダメかも。」

「夜8時にやっと日勤業務が終わったのに12時からまた夜勤。全然眠れず疲れが抜けないわ」

「運動会の準備で持ち帰り残業。保育中やってる時間ないし。私、非正規で給料は最賃すれすれなんんですけど～」

こんな声、聴いたことありませんか？

③「疲れた。もう働き続ける自信がない」という声も職場に満ちています

2015年に行った全労連女性部のアンケート調査では、「疲れが翌日に残ることが多い」、これは緑の部分ですが42%、「いつも疲れている」人は、紫の部分ですが、21%という結果が出ています。

④そんな私たちに安倍首相がこんなメッセージ

「一億総活躍の鍵は働き方改革」「子育て介護など多様なライフスタイルと仕事を両立させるためには、長時間労働をなくす」「同一労働同一賃金を実現し、『非正規』という言葉をこの国から一掃する」なあんて言われたら、「いいんじゃない？安倍さんて女性の味方？」と思っちゃいますよね。

⑤いやいや、だけど甘い言葉に騙されちゃいけないんです。なぜなら安倍さんは、日本を企業が一番活動しやすい国にするのが夢だと語っているんですから。

ホントにやりたいのは、使用者が労働者を好きな時に好きなように低コストで働かせられる仕組みづくりなんです。(クリック)その思いをはっきりと語っているのが「働き方の未来2035」という政府の設置した懇談会の報告書なんですね。その恐ろしい中身をご紹介していきます。

⑥ この「働き方の未来 2035」ではおもに 3 つのことと言っています。

1 つは、20 年後には、「時間と場所を選ばない働き方になる」。かつて IT がなかったときには、同じ場所でみんなが一緒に仕事をしなければ作業が進まなかつた時代だった。しかし IT により時間や空間にしばられない生き方となり、その結果、「働いた「時間」だけで報酬を決めるのではなく、成果による評価が一段と重要になる。」というものです。

これって、成果主義を一層強めると言っているんですよね。

⑦ (クリック) 正社員が消える?

2 つめは、安倍さんはしきりに非正規という言葉をなくすと言ってますが、ねらいは逆に正社員をなくしていく方向です。

時間と場所を選ばない働き方ができるようになる結果、2035 年の企業は、プロジェクトが始まると人が企業に集まり、終了すると別のミッションへと散っていく～そういう働き方が主流になっていくそうです。その結果、企業の中で人を抱え込む、正社員のようなスタイルは変化を迫られる時代になっていく。と言っています。正社員はいらない、ということですね。

⑧ (クリック) 3 つ目に、そのような働き方となれば、労働者というより個人事業主として仕事を請け負うような関係になる、働き方の選択が自由になることで、複数のプロジェクトに同時に従事するというケースも多く出てくると想定しています。その結果、個人事業主と従業員との境がますます曖昧になり、その際には、働くという活動は、仕事の請負という形になる。そして相手方と契約を結ぶことになり、労働法ではなく、民法を基礎とする関係に変化してくると言っています。

⑨ そもそも労働法というのは「労働者は経営者より圧倒的に弱い立場にある。弱い立場の労働者には保護法規が必要だ」という考え方で作られています。しかし「働き方の未来 2035」によりますと、労働者と使用者の関係は対等という風に考えられているから、保護するという発想ではないんですね。このように、労基法など私たちの闘いで作ってきた働くルールを、根本から崩そうとする恐ろしい企みが進んでいます。

⑩ 労働問題の所管は、厚生労働省だったはず。しかし昨年、厚生労働省の頭ごしに「働き方改革実現会議」が設置され、「働き方改革」について議論されています。でも労働側の委員は連合の神津会長一人だけ。あとは全部企業経営者とどちらかといえば財界よりの有識者がほとんどです。

⑪ 働き方改革の第一の矢として進んでいるのが、8 時間労働規制をなし崩しにする労働基準法の改正法案です。この法案は 2015 年通常国会で提出されたものの反対世論で審議入りで

きず、2017年通常国会での審議が狙われています。（クリック）その一つが高度プロフェッショナル制度、（クリック）二つ目が裁量労働制の拡大です。（クリック）そして三つ目が、フレックスタイムをより使いやすくするしくみ。「どれも定額かけ放題ならぬ定額働かせ放題のパケットみたいなもんだよね。うっしぃしー」

⑫そもそも労働時間についての法律上の規定はこうなっています。使用者は1週間について40時間を超えて、一日については8時間を超えて労働させてはならない。でも実際は同じ労働基準法の36条に抜け穴があって、労使協定を締結すればこれを超えて働くことができるとなっています。（クリック）しかも協定で特別条項を設ければ、際限ない延長もできることになっています。

⑬電通の過労死事件、これは起こるべくして起こったといえます。高橋まつりさんは一ヵ月105時間を超える残業の月もあったということです。これに対してある大学教授が「残業代が100時間を超えた残業くらいで過労死するとは情けない」としゃべって、ネット上で炎上しました。当たり前だ！

⑭この労働基準法改悪で狙われる第一の、高度プロフェッショナル制とはどんなものでしょうか。一定層の労働者、例えば年収1075万円程度で専門的知識を要する人について8時間労働制から適用除外にし、いくら働いても残業代はゼロ、休憩休暇の保障は年5日の有給休暇だけというものです。

⑮でもね、「年収1千万以上のエリートだけ対象なら問題ないんじゃない？」と思いますよね。でも派遣労働が翻訳など専門職種からほとんど全ての職種に拡大されていった経過を見ても、対象が際限なく広がっていくことは明らかです。「小さく生んで大きく育てる」とあの竹中平蔵も言っています。また対象を年収400万円まで広げたいとの思惑もあります。

⑯労働基準法改悪で狙われるもう一つは、裁量労働制の拡大です。裁量労働制とは何かといいますと、業務の性質上、働き方を労働者自身の裁量に任される労働、例えば研究職とか映画の撮影などです。こういった労働では実態にかかわらずあらかじめ労働時間を一定とみなし、8時間労働制から除外されることになっています。しかしこれも当初の専門的職種から次第に拡大されてきています。

⑰今回出てきている法案では企画型裁量労働制を広げていくために「課題解決型提案営業」や「企画、立案、調査及び分析を行い、その成果を活用して裁量的にP D C Aを回す業務」…よくわからないけど、要するに誰にでも適用できるようなあいまいな内容で、対象を広げることが書き込まれています。

⑯こういった法案が広がれば、この図のように職場の中で 8 時間労働規制から外される労働者が限なく広がっていくということになってしまいます。

⑰2016 年 10 月 6 日、共産党の小池議員が参院で質問しました。実際に裁量労働制が行われているトヨタでは 1740 人のうち、超過在社時間が 80 時間を超える社員が約 2 割、5 人に 1 人が過労死予備軍。ソニーでは社員の半分が裁量労働制の適用で、最長で月 94 時間も超過勤務し、労働基準監督署が指導に入っているそうです。

⑱「これじゃ長時間労働はますますひどくなるばかり」「『女性活躍』なんて絵に描いた餅じゃない」(怒)

⑲私たちが願うのは「8 時間働けば普通に暮らせる社会、仕事と家庭が無理せず両立できる働き方」ですよね。

(クリック) そのためには、実効ある労働時間規制、超過勤務時間の規制がどうしても必要です。法律に定められた以上に働かせたら罰則をかける。36 協定による抜け穴は廃止、不払い残業なんてとんでもない! そしてもう一つ、勤務と勤務の間の一定時間以上の休息を義務付けるインターバル規制が必要です。特に医療の職場などで切実な要求になっていきます。

⑳2016 年 11 月、民進、共産、自由、社民の野党 4 党が、長時間労働の規制法案を共同提出しました。その中身は私たちのこうした要求に沿って、違法な長時間労働をさせた場合、1 年間の懲役または 50 万円以下の罰金を使用者に課すなどとなっています。

㉑でも、「残業代が無くなったら暮らせない」という人も多いですよね。非正規の友達は「ダブルワークをしないと一人分の給料にならない」というし。そうそう、だからこそこれが重要なんです (クリック)

8 時間分の賃金で暮らせる条件整備。つまり大幅賃上げ、最低賃金引き上げ、全国一律最賃性、非正規労働者の均等待遇と正社員化です。

㉒政府への要求と併せて、それぞれの職場での長時間労働や不払い残業なくすとりくみも欠かせないですよね。

㉓さあ、誰もが健康で人間らしく働く社会にするために、2017 春闘、今こそ頑張りどきです! (クリック) 安倍政権のすすめる「働き方改革」NO!

頑張りましょう!